



高 第 1 0 7 7 号
令 和 3 年 9 月 6 日

介護支援専門員法定研修
受講予定の皆様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な
取扱いについて (通知)

皆様方におかれましては、日頃介護支援専門員として介護保険制度の適正な運用に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護支援専門員の法定研修については、令和2年2月25日付の厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」(別添)を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修日程が延期になるなど、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員に対し、臨時的に資格を喪失しない取扱いをしています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長引いている現状に鑑み、下記のとおり、臨時的取扱い対象者に下記の方を追加しますのでお知らせします。

記

1 臨時的取扱いの内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応により、研修日程が延期になるなど、本来の資格更新の時期を過ぎてしまう介護支援専門員について、当面資格を喪失しない取扱とする。
- (2) 資格を喪失しない取扱いの期間は有効期間満了日から2年間とする。
- (3) 臨時的取扱い期間中に研修を修了した方は、修了後更新申請の手続きを30日以内に行うことにより、本来の有効期間満了日に遡り、5年間有効の介護支援専門員証を発行する。

2 対象者

【従前の対象者】

対象者の有効期間満了日 令和2年2月25日～令和4年3月31日

【追加の対象者】

対象者の有効期間満了日 令和4年4月1日～令和5年3月31日

延長される有効期間満了日 令和4年2月25日～令和7年3月31日

3 留意事項

- (1) 令和2年2月25日～5月31日までに満了日を迎えた専門I未受講者及び再研修対象者は除きます。
- (2) 主任介護支援専門員資格保持者の場合は、上記の取扱いは介護支援専門員及び

主任介護支援専門員双方の有効期間満了日が対象になります。

- (3) 臨時的取扱いを受けるにあたって、事前の手続きは必要ありません。
- (4) 研修修了後に更新手続きをする際に、別紙「介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書」を併せて提出してください。
- (5) 更新後の介護支援専門員証の有効期間は、遡った本来の有効期間満了日から5年間であるため、次の研修までの期間は短くなります。

【参考】

臨時的な取扱い対象者が受講する研修

		有効期間満了日	
		令和2年 2月25日～ 5月31日	令和2年6月1日 ～ 令和5年3月31日
初回更新	専門Ⅰ受講済の方	専門Ⅱ	
	専門Ⅰ未受講の方	再研修※2	専門Ⅰ・Ⅱ
2回目以降更新	専門Ⅱ未受講の方	専門Ⅱ	専門Ⅱ
	主任更新未受講の方※1		主任更新
実務未経験	更新研修未受講の方	再研修※3	未経験更新研修※4

- ※1 主任介護支援専門員更新研修は主任としての満了日が令和2年6月1日以降の方です。
- ※2 令和2年5月31日までに満了日を迎える初回更新及び実務未経験研修対象の方は、再研修を受講することとなり、遡りの発行は行いません。
- ※3 再研修を受講する方は、臨時的取扱いは適応されませんので、研修修了後に介護支援専門員証の発行手続きをしてください。
- ※4 臨時的取扱い期間に実務未経験研修対象の方は再研修を受講することで、交付日から5年間の介護支援専門員証が発行されます。
ただし、再研修を受講した方が臨時的取扱い期間に介護支援専門員の業務をしていた場合は本人・事業所ともに処分の対象となりますのでご注意ください。

【別添】

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な
取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある介護施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられます。

このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来ることとします。

- 法定研修を延期・中止する
- その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする

については、本事務連絡について、管内の関係者に広く周知をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

(臨時的取り扱い)

介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書

年 月 日

介護保険法施行規則第113条の26の規定により介護支援専門員証の有効期間更新の交付の申請にあたり、臨時的取り扱いの対象となる介護保険法第69条の8第2項に規定する研修の課程を修了したので本書を添付します。

(フリガナ) 氏 名	()
登録番号	
介護支援専門員証有効 期間満了年月日(西暦)	年 月 日
対象の研修名	
研修実施機関	
本来の研修終了日	年 月 日
対象となる研修の修了日	年 月 日
対象の研修名	
研修実施機関	
本来の研修終了日	年 月 日
対象となる研修の修了日	年 月 日

- 1 対象の研修終了後、速やかに(研修修了後30日以内)第10号様式「介護支援専門員証有効期間更新交付申請書」に本書を添え交付申請をすること。
- 2 指定研修実施機関発行の研修修了証もしくは修了確認証を添え、交付申請をすること。
- 3 研修再開後に新たに研修を受講した方は「本来の研修終了日」の欄は空欄とすること。